日行連発第1339号 平成24年2月2日

各 単 位 会 長 様

日本行政書士会連合会 会 長 北山 孝次

職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則の一部改正について

標記の件につきまして、去る1月19日開催の理事会において、「職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則の一部改正(案)」が可決承認され、同日付で施行されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

今般の改正により、平成24年度作成分の職務上請求書から裏面の様式が変更となりますが、変更に伴う取扱い方については、下記のとおりご案内いたしますので、貴会所属会員に対し、 周知いただきますようご協力方お願いいたします。

なお、本件は理事会の結果として月刊日本行政に掲載されるとともに、本会ホームページの 会員向けページにもアップいたします。

記

- 1. 「職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則」の一部改正概要
 - (1) 改正理由

今般、一部会員による職務上請求書の大量偽造、不正使用事件が発覚したことを受け、その防止措置の一つとして、用紙の最下段に作成権者を明記することとする。これにより、使用者である会員はもとより、万が一不正に作成されそうになった場合の印刷業者等への注意喚起を期待するもの。

(2) 改正内容

様式第1号(第2条第2項関係) <原紙裏面>中、最下段の「〇マーク 日本行政書士会連合会」の下に以下の一文を追加する。

行政書士又は行政書士法人が使用する戸籍謄本・住民票の写し等職務上 請求書用紙は、日本行政書士会連合会が作成するものであり、他の何人 も独自にこれを作成してはならない。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年1月19日から施行する。

(現にある職務上請求書の取扱い)

2 この規則の施行の際現にある職務上請求書は、これを使用することができる。

職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則の一部改正 新旧対照条文

改正後	改正前	
	様式第1号(第2条第2項関係) <原 紙裏面>中、最下段の「○マーク 日 本行政書士会連合会」の下	
行政書士又は行政書士法人が使用する 戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求 書用紙は、日本行政書士会連合会が作 成するものであり、他の何人も独自に これを作成してはならない。	<新設>	

2. 裏面様式変更に伴う取扱い方について

(1) 新様式の適用時期について

平成24年度作成分より各単位会へ配付いたします。(3月末発送予定)

※ただし、平成 23 年度作成分の在庫より各単位会へ配付する関係上、旧様式のみ、または 旧様式と混合して配付される場合があります。

(2) 各単位会及び各会員が所有する旧様式在庫分の取扱いについて

現在所有する旧様式の在庫分についての返還や差し替えは必要ありません。改正規則の附 則第2にあるとおり、今後も継続して旧様式の職務上請求書を使用することができます。

5

日行連発第1493号 平成24年2月28日

各 単 位 会 長 様

日本行政書士会連合会 会 長 北山 孝 次 第一業務部 部 長 岸 本 敏 和

国土交通省からの「特殊車両通行許可のオンライン申請の 本人確認方法を変更します」の周知について

今般、国土交通省より、特殊車両通行許可のオンライン申請時の本人確認方法が、 平成24年5月23日(水)午前9時30分より、<u>電子証明書に代えて、申請者ID</u> とパスワードによる本人確認方法に変更されることが発表されました。本件につい ての詳細は、国土交通省ホームページに発表されておりますので以下のとおりアド レスをお知らせいたします。つきましては各会員への周知方をお願いいたします。 なお、本件は日行連ホームページのトピックスにも掲載いたします。

<国土交通省掲載アドレス>

・「特殊車両通行許可のオンライン申請の本人確認方法を変更します」 http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000245.html

日行連発第1547号 平成24年3月7日

各单位会長様

日本行政書士会連合会 会 長 北 山 孝 次 第一業務部 部 長 岸 本 敏 和

森林法改正による「森林の土地の所有者届出制度」の創設について

標記の件につきまして、平成23年4月の森林法改正により「森林の土地の所有 者届出制度」が創設され、本年4月1日から施行されます。

本制度は、森林の土地の所有者を把握するため、売買だけでなく相続等によるものも含めて、権利の移転があった場合には面積によらず市町村長へ事後届出が義務付けられるものであるとして、林野庁より別添の周知依頼が参りました。

つきましては、下記のとおり関連HPをご案内しますので、各単位会におかれまして、所属会員への周知方についてご協力いただけますようお願いいたします。

記

●別添

「森林の土地所有者届出制度の周知について(依頼)」(林野庁より)

●林野庁HP

http://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/todokede/index.html

23林整計第231号 平成24年2月29日

日本行政書士会連合会 御中

林野庁森林整備部計画課長

森林の土地の所有者届出制度の周知について(依頼)

日頃より森林・林業政策の推進にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。 さて、平成23年4月の森林法改正により、「森林の土地の所有者届出制度」が 創設され、今年4月から施行されます。

本制度は、森林の土地の所有者を把握するため、売買だけではなく相続等による ものも含めて、権利の移転があった場合には面積によらず市町村長へ事後届出が義 務づけられるものであり、普段は森林・林業と直接関わりが薄い方々も対象となる こととなります。

このため、林野庁はもとより都道府県・市町村段階においても林務部局から周知 を図っているところですが、各地域において官公署へ書類を提出する住民のご相談 やこれら書類の作成等に対処されている行政書士の皆様にも制度の内容を知ってい ただくとともに、相談者に対して制度についてお知らせし、適切なアドバイスをお 願いしたいと考えております。

つきましては、貴所の発行されている機関誌への掲載等を通じた周知につきまし て協力を賜りたく、ご検討をお願い申し上げます。

2

日行連発第1548号 平成24年3月7日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会 会 長 北 山 孝 次 第一業務部 部 長 岸 本 敏 和

「"日本の未来" 応援会議〜小さな企業が日本を変える〜(略称: "ちいさな企業"未来会議)」 のサポーター公募について

標記の件につきまして、これまでの中小企業政策を見直し、中小・小規模企業の経営力・ 活力の向上に向けた課題と今後の施策のあり方を討議する場として、経済産業省中小企業庁 の主催による「"日本の未来"応援会議~小さな企業が日本を変える~(略称: "ちいさな企 業"未来会議)」が開催されることが発表されました。

当該会議においては、行政書士等の士業、中小・小規模企業の経営者・従業員、中小企業団体の職員、商店街関係者、生業、地域金融機関等の経営者・従業員などであることを要件とした支援サポーターが公募されております。

つきましては、各単位会におかれまして、行政書士による中小企業支援の推進にご協力い ただき、各会員に対し当該公募について周知いただけますようお願いいたします。

なお、詳細については、下記ホームページをご参照ください。

「"日本の未来"応援会議~小さな企業が日本を変える~
 (略称: "ちいさな企業"未来会議) について」
 http://www.chusho.meti.go.jp/miraikaigi/index.htm

・サポーター公募について (応募方法等) http://www.chusho.meti.go.jp/miraikaigi/supporter.htm

日行連発第1602号 平成24年3月13日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会 会 長 北 山 孝 次 第一業務部 部 長 岸 本 敏 和

「"日本の未来" 応援会議~小さな企業が日本を変える~」地方会議の開催について

平成24年3月7日付け日行連発第1548号にてお知らせしておりました「"日本の未来"応援会議~小さな企業が日本を変える~(略称: "ちいさな企業"未来会議)」につきまして、全国28カ所で開催される地方会議の詳細が、経済産業省中小企業庁ホームページにて順次公開されておりますので、お知らせいたします。

当該会議につきましては、先の文書でもお知らせいたしましたとおり、行政書士等の士業、中小・小規模企業の経営者・従業員、中小企業団体の職員、商店街関係者、生業、地域金融機関等の経営者・従業員などの支援サポーターが参加対象となっております。

日行連HPにも当該情報を掲載いたしますので、各単位会におかれましては、所属会員に 周知いただけますようお願いいたします。

「"日本の未来"応援会議~小さな企業が日本を変える~
 (略称: "ちいさな企業"未来会議)」地方会議の開催について
 http://www.chusho.meti.go.jp/miraikaigi/chihou.htm

廃対第1811号 平成24年2月27日

茨城県行政書士会長 殿

茨城県生活環境部廃棄物対策課長 (公印省略)

(特別管理) 産業廃棄物処理業許可申請に係る添付書類の訂正について (通知)

本県の廃棄物行政につきましては、日頃より格別の御協力を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、平成24年1月27日付廃対第1629号において(特別管理)産業廃棄物処理業許可申請の添付書類の改正の通知させていただいたところですが、この度、下記のとおり当該添付書類の訂正を行いましたので再度通知いたします。

記

訂正前 中小企業診断士の診断書等の提出してください。

訂正後 経理的基礎を確認するための書類の提出等を求 めることがあります。

担当

茨城県生活環境部廃棄物対策課 不法投棄対策室

担 当 塩野 陽平

TEL 029-301-3033

FAX 029-301-3039

産業廃棄物収集運搬業許可申請書 添付書類

	添付書類	留意事項		
1	定款 (又は寄附行為) の写し (法人の場合添付)	 事業目的に産業廃棄物収集運搬業を行う旨の記載があるものに限ります。気 款にその旨の記載が無い場合には、その旨を目的として追加した際の議事録 も併せて添付してください。 ※ 例:「産業廃棄物収集運搬業」、「産業廃棄物処理業」 		
2	申請者の登記事項証明書(法人の場合添付)	発行の日から3ヶ月以内の原本に限ります。現在事項全部回引書ではなく、履歴事項全部回引書を添付してください。事業目的に産業廃棄物収集運搬業を行う旨の記載があるものに限ります。		
3	住民票	 最新の本籍地・住所が記載されているものの原本に限ります。 個人の場合、申請者本人及び政令で定める使用人について添付してください。 法人の場合、役員(監査役を含む)、株主・出資者及び政令で定める使用人について添付してください。 外国人にあっては、外国人登録済証明書(登録原票記載事項証明書)とします。 申請書に記載する氏名、本籍地及び住所等は省略することなく住民票と同じ記載としてください。(例:○○市△△町一丁目2番3号を○○市△△町1-2-3と記載しないでください) 		
4	株主・出資者の登記事項証明書 (法人の場合添付)	株主・出資者が法人である場合添付してください。現在事項全部即書ではなく、履歴事項全部即書を添付してください。発行の日から3ヶ月以内の原本に限ります。		
5	成年被後見人・被保佐人として登記 されていないことの証明書	 発行の日から3ヶ月以内の原本に限ります。 個人の場合、申請者本人及び政令で定める使用人について添付してください。 法人の場合、役員(監査役を含む)、株主・出資者及び政令で定める使用人について添付してください。 取得方法等については各地方法務局にお問い合わせください。 		
	事業計画概要書			
6	事業の全体計画	許可申請する理由,事業の概要等を記載してください。		
7	収集運搬する廃棄物の種類及 び運搬量	・ 収集運搬する産業廃棄物の種類等を記載してください		
8	運搬施設の概要	 運搬施設については自動車検査証等を参考に記載してください。 所有する運搬容器について記載してください。 積替え保管施設の許可を得ている場合は当該施設の概要を記載してください。 泥状、液状の廃棄物に関しては、収集運搬に適した車両<u>(汚泥吸引車、水密</u>仕様ダンブ車、その他荷台の開口部にパッキンか取り付けられるなどして水分や油分が開放流出しない構造を備えた車両)又は容器等を用意して下さい。 		
9	収集運搬の具体的な計画	 産業廃棄物の運搬方法、収集運搬業務を行う時間、従業員の内訳について記載してください。 		
10	環境保全措置の概要			
11	自動車検査証・船舶国籍証書及び船 舶検査証明書	有効期間を経過していないものに限ります。		
12	運搬車両・運搬船の使用権原を有 することを証する書類	・11では使用権限を有していることが分からない場合添付してください。・運搬車両にあっては、賃貸借契約書、使用承諾書等を添付してください。・運搬船舶にあっては、裸庸船契約書等を添付してください。・独占継続して使用できることが明記されているものに限ります。		
13	運搬車両・運搬船舶・運搬容器等の 写真	一台につき2枚(全姿で斜め前及び斜め後から撮影)添付してください。車両についてはナンバーが確認できるものとします。泥状、液状の廃棄物に関しては、収集運搬に適した車両(汚泥吸引車、水密)		

		仕様ダンプ車、その他荷台の開口部にパッキンが取り付けられるなどして水 分や油分が飛散流出しない構造を備えた車両)又は容器等であることが分か る写真を添付してください。・脱着装置付コンテナ車については、コンテナを積載した状態の写真を提出してください。
14	主たる事務所の付近の見取図	・本社(事務所)の見取図を記入してください。また、事務所付近で目印になるような施設等(駅、国道等)も記載してください。
15	車庫の付近の見取図	・車庫付近の見取図、車庫内の配置図を記入してください。また、車庫付近で 目印になるような施設等(駅、国道等)も記載してください。
16	車庫の土地登記簿巻本	・ 車庫の用地について所有権を有している場合添付してください。・ 発行の日から3ヶ月以内の原本を添付してください。
17	車庫の土地賃貸借契約書 又は使用承諾書	車庫の用地について所有権を有しない場合添付してください。
18	修了証の写し	(財)日本産業廃棄物処理振興センターが行う講習会の修了証に限ります。 (下記※6参照) 申請日において有効期間内であるものを添付してください。 個人の場合、申請者本人又は政令で定める使用人のものに限ります。 法人の場合、役員(監査役を除く)、又は政令で定める使用人のものに限ります。 ます。
19	資金計画書	事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載してください。新たに資金を必要としない場合は、その理由を記載してください。(例えば、既に他県で事業を営み、運搬車両、車庫を有している場合など)
20	貸借対照表・損益計算書 株主資本等変動計算書・ 個別注記表 (法人の場合添付)	 確定申告に使用したもので直前3年の各事業年度のものを添付してください。 ※7に該当する場合は、経理的基礎を確認するための書類の提出等を求めることがあります。
21	法人税の納税 (法人の場合添付)	発行の日から3ヶ月以内の原本に限ります。税務署発行の直近3年の事業年度のものを添付してください。納税温明書の種類は「その1 法人税」です。
22	資産に関する調書 (個人の場合添付)	・ 申請日から3ヵ月以内の資産(現金預金等)及び負債(借入金等)について 記載してください。
23	申告所得税の納税証明書 (<u>個人の場合添付</u>)	発行の日から3ヶ月以内の原本に限ります。税務署発行の直近3年分を添付してください。納税適明書の種類は「その1 申告所得税」です。
24	誓約書	
25	許可証の原本	

- ※1 新規許可申請の際には、1番から24番までの書類を添付してください。
- ※2 更新許可申請の際には、 で囲んだ数字の書類を添付してください。
- ※3 個人が申請する場合、「法人の場合添付」と記載された書類を添付する必要はなく、同様に、法人が申請する場合、「個人の場合添付」と記載された書類を添付する必要はありません。
- ※4 取り扱う産業廃棄物の種類に「廃プラスチック類」、「金属くず」、又は「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」がある場合には、「自動車等破砕物を含む。」か「自動車等破砕物を除く。」かを申請書の「事業の範囲」欄

13

- ※5 取り扱う産業廃棄物の種類に「廃プラスチック類」、「ガラスくず・コンクリートくず及び降磁器くず」又は「かれき類」がある場合には、「石綿含有産業廃棄物を含む。」か「石綿含有産業廃棄物を除く。」かを申請書の「事業の範囲」欄に明記してください。
- ※6 許可申請の種類と、添付書類として認められる講習会の修了証との関係は、次のとおりです。

	該当する講習会の修了証			
許可申請の種類	産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会 (新規)の収集・運搬課程 * 有効期間 5年	特別管理産業廃棄物処 理業の許可申請に関す る講習会(新規)の収 集・運搬課程 * 有効期間 5年	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会(更新)の収集・運搬課程 * 有效期間 2年	
産業廃棄物収集運搬業(新規申請)	0	0	注	
産業廃棄物収集運搬業(更新申請)	0	0	0	

- 注 他の自治体で許可を受けている場合で、同内容の新規許可申請をする場合には、更新の修了証の写し<u>(有効期間内のもの)</u>と当該他の自治体の許可証の写しの添付をもって新規の収集・運搬課程の修了証に代えることができます。
- ※7 経理的基礎を確認するための書類の提出等を求めることがあります。書類の提出等を求める条件と書類については以下のとおりです。

条件	書類(例)	
○直前の決算期で債務超過の場合	五力年の収支計画書	
〇直前の決算期で自己資本比率が10%以下であり、過去3年間の損益平均値が赤字目つ直前の決算期で当期結損失が発生している場合	損失の理由書及び改善計画書	

債務超過:負債の総額が資産の総額を超える状態

貸借対照表の純資産の合計がマイナスの場合

自己資本比率:貸借対照表の「純資産の合計」を「負債及び純資産の合計」で除し得た数値

損益平均値: 当期終利益及び当期純損失の平均

- ※8 申請の際には、順番どおりに書類を揃え、許可申請書とともに紙製のフラットファイルに綴じて正本1部、副本1部(副本は正本の写して結構です。)を用意してください。
- ※9 事前に申請日時を予約して下さい。窓口は、(袖茨城県産業廃棄物協会になります。申請者は予約した日時に協会の事務室に来てください。茨城県生活環境部廃棄物対策課の担当職員が協会に出向いて書類を審査します。
 - (社) 茨城県産業廃棄物協会

7310-0852

水戸市笠原町978番25 茨城県開発公社ビル4階 TEL 029-301-7100 FAX 029-301-7103

- ※10 補正の指示を受けた書類については受付日から1ヵ月以内に提出するようお願いいたします。
- ※1.1 上記に記載がないものであっても、担当職員が審査に必要であると判断した場合などには、別途資料等の提出を求めることがあります。



廃 対 第 1 6 2 9 号 平成 2 4 年 1 月 2 7 日

茨城県行政書士会長 殿

茨城県生活環境部廃棄物対策課長 (公印省略)

(特別管理) 産業廃棄物処理業許可申請に係る様式 及び添付書類の改正について(通知)

本県の廃棄物行政につきましては、日頃より格別の御協力を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、この度、(特別管理)産業廃棄物処理業許可申請に係る様式及び添付書類の改正を行いました。今後、申請の際には、改正後の様式等をご利用いただきますよう宜しくお願いいたします。なお、改正後の様式等については、当課ホームページにて公開しております。また、改正の概要については別添の「(特別管理)産業廃棄物処理業許可申請に係る様式及び添付書類について」を御覧ください。

なお,これまでご利用していただいていた様式等については、平成24年3月31日 までの申請に関し引き続きご利用いただけますが、平成24年4月1日以降の申請に関 しては改正後の様式等をご利用いただきますよう宜しくお願いいたします。

担当

茨城県生活環境部廃棄物対策課 不法投棄対策室

担 当 塩野 陽平

TEL 029-301-3033

FAX 029-301-3039

(特別管理) 産業廃棄物処理業許可申請に係る様式及び添付書類について

この度, (特別管理)産業廃棄物処理業許可申請に係る様式及び添付書類の改正を行いました。改正後の各申請様式等については茨城県生活環境部廃棄物対策課のホームページで公開しております。

改正の内容等について、下記のとおりお示しいたしますので宜しくお願いいたします。

記

1 改正の内容

産業廃棄物収集運搬業の申請書類等について改正したものを示しています。他の申 請(処分業等)についても当該改正の内容に準じて様式等の改正がございます。

例:産業廃棄物収集運搬業に係る様式及び添付書類について

(1). 様式を見直すもの

様式	改正の内容	
人員の配置状況	(学のみで	
予定排出者一覧	様式の改正	
予定搬入先一覧	- (事業計画概要書の一部とする)	
資金計画書	・様式の改正	
資産に関する調書		

(2). 添付を不要とするもの

添付書類	備考	
印鑑登録証明		
事業経歴書	添付の廃止	
搬入先の処分業許可証		
申請者の収集運搬業の許可証	4	
土地の登記簿謄本	駐車場の所有者が申請者の場合は添付	
組織図		
(使用人がいる場合) 源泉徴収票・健康保険証 (使用人がいる場合)		
委任状 (使用人がいる場合)	添付の廃止	
残高証明書 (個人の申請の場合)	-	
五か年の収支計画書		
損失理由及び改善策		

(3). 新たに添付を求めるもの

添付書類	備考	
中小企業診断士の診断書等	直前期が債務超過の場合等に必要となる	

2 改正後の様式の導入について

平成24年4月1日以降に申請する申請者は改正後の様式等を利用してください。平成24年3月31日までは改正前の様式等,改正後の様式等のどちらを利用して申請いただいても差し支えありません。

3 記載例について

(特別管理)産業廃棄物処理業許可申請及び廃止・変更届について記載例を作成いた しました。廃棄物対策課ホームページにおいて公表しております。

建 指 第 1053 号 平成 24 年1月27日

茨城県行政書士会長 殿

茨城県土木部長

市街化調整区域内の技術先端型業種工場・研究所等に係る指定市町村の指定について(通知)

標記のことについて、茨城県開発審査会における「提案基準1 技術先端型業種指定市町村内における工場・研究所等の取扱いについて」に係る指定市町村について下記のとおりとし、平成24年2月1日から施行しますので通知します。

記

1. 美浦村 (継続)

建 指 第 1054 号 平成24年 1月27日

茨城県行政書士会長殿

茨城県土木部長

指定路線区域等における大規模な流通業務施設に係わる指定路線等の追加 について(通知)

標記のことについて、茨城県開発審査会付議基準のうち「包括承認基準7 指定路線区域等における大規模な流通業務施設の取扱いについて」に係る指定路線区域等について下記のとおり追加を行い、平成24年2月1日から施行しますので通知します。

記

市名	路線名	区間(km)	始点	終点	備考
桜川市	国道 50 号	1. 75	県道東山田岩瀬	一級河川桜川と	
			線との交差部	の交差部	

(注) 市街化区域及び優良農地は、指定区域に含まれない。